ID:　159

担当部署:　企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	附属設備等使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市民会館条例　第7条の2
例規番号	昭和38年条例第29号

【根拠条文】

（附属設備等使用料）

第7条の2　会館の附属設備等の使用者は、別表第3に定める附属設備等使用料を納めなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日